

令和 7 年第 2 回印西地区消防組合議会定例会

○議事日程（第 1 号）

令和 7 年 1 0 月 7 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第 1 号 印西地区消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 2 号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 3 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

日程第 8 認定第 1 号 令和 6 年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 一般質問

○出席議員（１０名）

１番	近 藤 瑞 枝
２番	板 橋 睦
３番	小 田 川 敦 子
４番	川 上 賢 二
５番	古 澤 由 紀 子
６番	藤 江 研 一
７番	都 築 真 理 子
８番	中 村 教 雄
９番	石 井 恵 子
１０番	岩 崎 成 子

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	笠 井 喜 久 雄
副 管 理 者	藤 代 健 吾
会 計 管 理 者	宇 賀 慎 一
消 防 長	佐 藤 秀 行
消防本部次長	丹 羽 雅 幸
総 務 課 長	武 藤 樹 幸
予 防 課 長	蝦 原 雅 男
警 防 課 長	中 根 秀 一
指揮指令課長	海 保 儀 行
牧 野 原 長 消 防 署	若 月 嘉 二
印 西 西 長 消 防 署	島 田 伸 一
白井消防署長	佐 藤 勝 己

代表監査委員 河 合 謹 爾

○議会事務局出席職員氏名

書 記 長	渡 来 聡
書 記	半 田 成 一
書 記	大 田 浩 平

◎開会及び開議の宣告

(午前 9時59分)

○議長（岩崎成子） 皆様、おはようございます。本日は、公私ともご多忙のところ、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから令和7年第2回印西地区消防組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（岩崎成子） 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりです。ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（岩崎成子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、

8番 中 村 教 雄 議員

9番 石 井 恵 子 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（岩崎成子） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

○議長（岩崎成子） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（岩崎成子） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日、管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告します。

次に、監査委員より令和7年3月から令和7年6月までの例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会の説明員の出席要求を行ったところ、出席通知のありました者の職、氏名の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、令和7年9月末の消防活動状況の報告があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（岩崎成子） 日程第4、行政報告を行います。

管理者から行政報告の申出がありました。これを許します。

管理者。

○管理者（笠井喜久雄） 皆さん、おはようございます。本日はご多用の中、令和7年第2回印西地区消防組合議会定例会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、令和7年第1回議会定例会以降の主な行事についてご報告をさせていただきます。

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災について、消防庁長官からの出動の求めを受け、緊急消防援助隊として消防活動を実施するため、2月28日から3月10日までの11日間に当消防組合から消防小隊2隊及び後方支援小隊1隊が出動し、現場交代要員を含め、合計48名の隊員を派遣いたしました。

3月1日から7日まで、春の全国火災予防運動として、組合管内において各消防署が巡回警戒や広報活動を行い、火災予防の啓発活動を実施しました。

令和7年度に入り、4月1日、新規採用職員13名を含む268名体制で新年度がスタートしました。

5月22日、千葉県消防学校において第50回消防救助技術千葉県大会が開催され、ロープ応用登はん及びロープブリッジ救出の部で入賞しました。その後、7月18日、神奈川県消防学校において第53回救助技術関東地区指導会が開催され、ロープブリッジ救出の部に出場し、入賞をしました。

5月30日、広島県において第77回全国消防長会総会が開催されました。その中で、第9回予防業務優良事例表彰が行われ、今回当消防本部初となる予防業務優良表彰事例において、消防庁長官賞を受賞することができました。

以上が主な行事等の報告でございます。

本定例会に提案いたします案件は、議案が3件、認定が1件の合計4件でございます。それぞれ提案申し上げたときには内容の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎成子） これで行政報告が終わりました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩崎成子） 日程第5、議案第1号 印西地区消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（笠井喜久雄） 議案第1号についてご説明をいたします。

本案は、特殊勤務手当の種類に災害応急作業等手当を加え、当該手当に関わる支給の範囲及び手当の額を規定し、併せて条文中の字句について整理を行うものでございます。

詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（岩崎成子） 消防長。

○消防長（佐藤秀行） 議案第 1 号について補足説明をさせていただきます。

改正の要旨及び理由ですが、大規模な事故等により重大な災害が発生した場合に、印西地区消防組合の管轄区域以外の地域において、消防組織法第39条第 1 項の規定による消防の相互の応援または同法第45条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として業務に従事した際の特殊勤務手当として、災害応急作業等手当を新たに設け、当該手当に係る支給の範囲及び手当の額を規定するとともに、併せて条文中の字句について整理を行うものでございます。

お手元の審議資料を御覧ください。改正の内容について、4 の新旧対照表によりご説明させていただきます。議 1－1 ページから 2 ページにかけてを御覧ください。

まず、第 2 条において、特殊勤務手当の種類に災害応急作業等手当を加えるものでございます。

次に、第 3 条において、第 1 号の火災等出動手当の支給の範囲に関する字句を改め、第 4 号に災害応急作業等手当の支給の範囲を規定するものでございます。

次に、別表について、災害応急作業等手当に関する手当の額を国に準じて規定するものでございます。

最後に、附則でございしますが、この条例は公布の日から施行し、経過措置として、この条例による改正後の印西地区消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に職員が特殊な勤務に従事した場合について適用し、同日前に職員が特殊な勤務に従事した場合については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（岩崎成子） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3 番、小田川敦子議員。

○3 番（小田川敦子） それでは、議案第 1 号について質疑をさせていただきます。

まず、1 点目です。今、議案の説明の中で印西地区外の大規模災害に対して緊急消防援助隊としての業務に従事した場合というご説明がありました。まず確認したいのは、この新しく創設された災害応急作業等手当に関しては、印西地区外に派遣されたときという、その状況の認識でよろしいでしょうかということがまず確認の 1 点です。

その次の質問としては、この支給の想定について、予算としてはどれくらい見込んでいますかということとをまず確認をした上で、その財源の手当てというのは国から下りてくるのか、もしくは印西地区独自の支出になるのか、そこを確認したいと思います。

そして、この支給に関しては一律の変更というよりは組合が考えて設置するようなことなので、他市の例と比べて、この金額の妥当性についてご説明いただければと思います。

以上 3 点、お願いいたします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

まず、1 点目の印西地区管轄外での手当かというところは、そのとおりでございます。イメージ的には先日私たちも行きました岩手県の森林火災等、緊急消防援助隊に係る手当というところで認識していただければよろしいかと思います。

2点目に予算といたしましてというお話がありました。例に挙げるとすれば、岩手県の大船渡で2月28から3月10日で48名が緊急消防援助隊として出動いたしました。そこに換算すると、支給としては46万6,560円というところでございます。

それから、他市の金額との状況というところですけども、千葉県内は現在31消防本部中、まだ11本部しか設立されていませんが、近隣確認したところ全部同額でございます。

(「あと財源」と言う人あり)

○総務課長(武藤樹幸) 財源ですか、ちょっとお待ちください。

○議長(岩崎成子) 暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

○議長(岩崎成子) 再開します。

総務課長。

○総務課長(武藤樹幸) 財源としましては、まず支出としては一般財源で消防組合から支出することになりますが、緊急消防援助隊の消防庁長官から指示を受けて出動した場合は国庫の負担金となり、後に消防組合のほうに金額が払われるというところです。また、長官からの指示ではなく、長官の求めというのがもう一つありまして、それで出動した場合は全国市町村振興協会の交付金から後に財源として消防組合に入るという制度になっております。

以上です。

○議長(岩崎成子) 3番、小田川敦子議員。

○3番(小田川敦子) 2回目の質問をいたします。

まず、財源について2回目の質問です。今のご説明ですと、長官の指示の場合と、そうではない場合で入ってくる名称が変わるということが分かりました。ある程度の支援が、手当がつくということは分かったのですが、それは全額なのか例えば半分なのか、その辺り細かいのですけれども、分かりますかというのが1つ目で、2つ目はこの別表のことで確認の意味で質問いたします。

この議の1―2のところに別表があります。機関員業務手当、それから新しく追加になっている災害応急作業等手当についてで、従来の業務手当については1勤務につきという表現になっていまして、新しい作業手当に関しては1日につきという単位になっています。もう一つ、ほかにも出動手当があるのですけれども、これは1回につきという表現になっているのです。これは1回は1回で分かるし、勤務というのはその日一日の勤務なのかと思うのですけれども、この1日につきというのが派遣の日数が単位として支給になるのかという点を確認したいと思います。

以上2点、お願いします。

○議長(岩崎成子) 総務課長。

○総務課長(武藤樹幸) まず、国等から来る財源が全部いただけるのかという話ですけども、基本的には全額いただけるというところになっております。

それから、1日の扱いですけども、1日というところですので、3日間緊急消防援助隊に行けば、掛

ける3、3日分という認識であります。

以上です。

○3番（小田川敦子） 分かりました。

以上です。

○議長（岩崎成子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

3番、小田川敦子議員。

○3番（小田川敦子） 議案第1号に対して、賛成の立場で討論をいたします。

まず、手当の想定に関しては、大規模災害であり、大変過酷な現場での作業ということが、その大船渡の火災が例に挙げられたことから、そのように推察されます。その現場での作業に対しての危険手当、そしてその額が千葉県内同額であるということ、かつ財源もきちんと手当てされているということですので、こちらの議案には反対する理由がありませんので、賛成したいと思います。

以上です。

○議長（岩崎成子） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第1号 印西地区消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（岩崎成子） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩崎成子） 日程第6、議案第2号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（笠井喜久雄） 議案第2号についてご説明をいたします。

本案は、令和7年8月29日付、消防予第383号消防庁次長通知、「火災予防条例（例）の一部改正について」に基づき、印西地区消防組合火災予防条例の一部について改正を行うものでございます。

詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

ます。

○消防長（佐藤秀行） 議案第２号について補足説明させていただきます。

本案は、本年２月に発生した岩手県大船渡市林野火災を受けて、総務省消防庁では、大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、報告書が取りまとめられました。本報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例の一部の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、お手元の審議資料の新旧対照表、議２－２ページを御覧ください。

初めに、目次中「第３章の２ 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第２９条の２－第２９条の７）」を「第３章の２ 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第２９条の２－第２９条の７）、第３章の３ 林野火災の予防（第２９条の８・第２９条の９）に改め、第２９条中「火災に関する警報」を「火災に関する警報（法第２２条第３項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、同項第７号を削るものでございます。

これは、第２９条が消防法第２２条の法的根拠であることを明確にしたものでございます。また、同項第７号については、昨今の住宅等の状態を踏まえ、火災に関する警報の発令中の制限から削除したものでございます。

続きまして、第３章の２の次に次の１章を新たに加えるものでございます。

第３章の３ 林野火災の予防。

（林野火災に関する注意報）

第２９条の８ 管理者は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上、注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

第２項 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、印西地区消防組合の区域内にある者は、第２９条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

第３項 管理者は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第２９条の９ 管理者は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第２９条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

以上により、条例第２９条の８で、火災の予防上、危険な気象状況になった際に、林野火災注意報を発令、林野火災予防に係る注意喚起等を行い、林野周辺において住民等に火の使用制限の努力義務を課すことを条例上に位置づけたものでございます。また、条例第２９条の９で、消防法に基づく火災警報のうち、林野火災予防を目的とした林野火災警報を発令したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第２９条各号に定める火の使用制限の対象区域を指定することができることとしたものでございます。

最後に、第４５条第１項中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の１項を加えるものでございます。

第２項 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

以上により、火災と紛らわしい煙または火災を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にしたものでございます。また、消防署長は、条例第45条第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の期間及び区域を指定することができることとしたものでございます。

なお、施行日は令和8年1月1日でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（岩崎成子） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、小田川敦子議員。

○3番（小田川敦子） 議案第2号に対して質疑を行います。

まず、今ご説明いただいた中の議2-2、新旧対照表の中から質問を行います。

真ん中から下に第29条の8の3、読み上げると、管理者は林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができるのとあります。今回この改正により、この印西地区管内の中で指定される区域はどの辺りになりますかというのが1点。

そして、その次の質問が今度29条8の2、今の上になりますけれども、火の使用の制限に従うよう努めなければならないという記載があります。対象となるエリアに対して、そこの住人なのか作業人なのか分からないですけれども、どのようにその制限に従うよう周知、協力を求めているのか、そこを確認したいと思います。

以上2点、お願いいたします。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えします。

まず、1点目、区域の設定範囲につきましては、構成市、印西市、白井市とも森林法に基づく森林整備計画というのを定めております。それに定められている区域を現在のところ設定する予定で調整しております。

2点目、周知方法につきましては、当組合ホームページ、まだ調整中の段階なのですが、その他広報紙、防災行政無線、これ今言いましたとおり、構成市との調整中ではありますが、そのような周知を考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 3番、小田川敦子議員。

○3番（小田川敦子） 2回目の質問を行います。まだ調整中ということですが、区域の設定の概要も分かりましたし、ホームページ等を使った周知を進める予定だということが確認できました。その次に、今度たき火の部分なのですが、この火災と紛らわしい煙等の発するおそれがある行為の中にたき火が加えられるということで、これはいいことだなというふうに思ったのですが、これに関連した心配も一つあります。農作業なんかでこれから野焼きが始まりますので、何かその辺の区別、それから対応もしくは理解、協力というのも今まで以上に必要になってくると思いますので、従来からどのように野焼きに対して消防として指導、協力をお願いしていくのか、そのお考えについて確認したいと思います。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えいたします。

現在消防が行っている指導、広報及び今言いましたように野焼き等の指導の場合で、年間1,700件の業務を行っております。このことから、今回定められたものに対して消防側の指導の作業というのは大きい違いはないのですが、野焼き、印西市、白井市ともに_____のほうに定められている例外規定というのがありまして、その中で例えば梨の枝を伐採したものの焼却については、例外規定で認められておりますが、やはり火災予防上強風注意報、乾燥注意報が発令されている場合、うちの指導としてはできれば消すように指導を行っております。当然消防が危険と判断すれば、消防法第3条で屋外における危険措置命令がありますので、そちらを使用して指導はしているところではあります。

以上です。

○議長（岩崎成子） よろしいですか。

○3番（小田川敦子） 分かりました。大丈夫です。

○議長（岩崎成子） ほかに質疑はありませんか。

2番、板橋睦議員。

○2番（板橋 睦） 今の質問の続きになりますけれども、このたき火も含めて要するに煙を出すようなことは禁止されているというような方向で受け止めますけれども、では今現在申請して燃やしますよというようなことについても、その種類、件数的なものって今分かりますでしょうか、そうしたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えします。

火災と紛らわしい煙または火災を発するおそれのある行為として、45条の1の届出となります。令和6年の届出が、組合全体として144件、令和5年も144件、令和4年が100件となっております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 2番、板橋睦議員。

○2番（板橋 睦） 144件というような件数は分かりました。先ほどの質問で梨の剪定枝というのは、白井市のほうはフジコーさんのほうで受けてもらえて燃やしていただけるというようなことになっていると思いますけれども、印西市はそういうことも多分ないのかなというふうに思いますけれども、その144件の中で申請された燃やすという行為に対する実際の行為は、どういうものがあつたのかをもう少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えします。

144件、144件、100件、先ほど答えましたが、その内訳につきまして実際たき火、落ち葉たき、あと畑での焼却行為、あとその中に含まれるものとして煙の出る行為ですが、_____そういうのも含まれますので、幅広い範囲であるのですが、ちょっと細かい件数については把握はできておりません。

以上です。

○議長（岩崎成子） よろしいですか。

○2番（板橋 睦） 以上です。

○議長（岩崎成子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、小田川敦子議員。

○3番（小田川敦子） 議案第2号に対して、賛成の立場で討論をいたします。

そもそもこちらの条例改正は、法律の改正による改正なので、この条例に対する反対はありません。ただ、質疑の中で区域を設定した後の火の使用を制限、努力義務の協力を求めることに関する周知に関して、ホームページ等の広報というのがちょっと弱いのかなという印象があります。実際にそこにいる方に直接に近い伝え方をしなければ、知らなかった、聞いていなかったということで、それが運が悪ければ火災につながる可能性もありますので、直接もっと強力に当事者に伝わるような形で徹底した周知、広報に努めていただきたいと、その1点お願いしたいと思います。

それから、野焼きに関しては毎年様々な形で消防のほうにも通報入ります。農作業している方に関しては搬出できない事情もあり、自分の土地でやむなく焼却してしまうということも多々あるかと思うので、それは消防の範疇ではありませんが、自治体のいろんな対応も考慮しながら野焼きを少なくしていく、近隣に迷惑をかけない、そして火災につながらないような、そういった対応が必要かと思います。この条例に関しては、そこまでの範疇ではありませんけれども、もろもろ含めて賛成といたします。

以上です。

○議長（岩崎成子） 次に、原案の反対者の発言を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第2号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岩崎成子） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩崎成子） 日程第7、議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（笠井喜久雄） 議案第3号についてご説明をいたします。

本案は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、地方自治法第286条第1項の規定による関係地方公共団体の協議に当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（岩崎成子） 消防長。

○消防長（佐藤秀行） 議案第3号について補足説明させていただきます。お手元の審議資料、議3－1ページから議3－4ページを御覧ください。

改正の内容でございますが、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が、令和8年3月31日をもって解散することにより、総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少することに加えて、総合事務組合の共同処理する事務のうち、職員採用試験の合同実施に関する事務が、令和8年3月31日をもって廃止されることから、規約中の総合事務組合を組織する地方公共団体に関する規定、総合事務組合の共同処理する事務に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について、所要の改正を行うものでございます。

なお、この規約は令和8年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（岩崎成子） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岩崎成子) 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩したいと思います。10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時54分

○議長(岩崎成子) 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(岩崎成子) 日程第8、認定第1号 令和6年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者(笠井喜久雄) 認定第1号についてご説明をいたします。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、決算書、主要施策の成果及び消防活動実績報告書並びに決算審査意見書を添えて提出し、認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(岩崎成子) 総務課長。

○総務課長(武藤樹幸) 認定第1号について、補足説明させていただきます。

初めに、令和6年度決算の概要について、令和6年度決算認定資料によりご説明いたします。

1ページを御覧ください。1、決算規模ですが、歳入総額は34億6,845万7,000円、歳出総額は34億710万5,000円となり、前年度と比較して歳入で6.8%の増、歳出で7.3%の増となりました。消防の決算の特徴としましては、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が大部分を占めており、過去の決算状況からも例年義務的経費のほかは消防車両などの施設整備事業の程度によって決算規模が変動しています。

次に、2ページの2、決算収支ですが、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は6,135万2,000円で、前年度に対し14.7%の減となり、翌年度へ繰り越すべき財源は5万9,000円、実質収支額は6,129万3,000円で、前年度に対し14.8%の減となりました。

次に、3、歳入ですが、3ページの表と併せて御覧ください。歳入全体の9割以上を占める(1)、分担金及び負担金は、千葉県市町村総合事務組合負担金の増額により、前年度に比べ4.9%の増となりました。

(2)、使用料及び手数料は、危険物施設の許認可件数や検査件数が増加したことにより、前年度に比べ34.1%の増となりました。

(3)、国庫支出金は、緊急消防援助隊設備整備費補助金の増額により、前年度に比べ217.1%の増となりました。

(4)、県支出金は、消防防災施設強化事業補助金の増額により、前年度に比べ皆増となりました。

(5)、財産収入は、売払い車両数の減により、前年度に比べ51.8%の減となりました。

(6)、繰越金は、令和5年度の不用額などの実質収支額により、前年度に比べ29.1%の減となりました。

(7)、諸収入は、退職手当の支給事務に要する一般負担金の還付期間の終了により、前年度に比べ92.6%の減となりました。

(8)、組合債は、消防車両更新整備事業及び指令システム全体更新事業負担金に係る借入額の増により、前年度に比べ141.0%の増となりました。

次に、4、歳出ですが、歳入と同様に4ページの表と併せて御覧ください。性質別に申し上げますと、人件費、物件費などの(1)、経常的経費は31億3,658万6,000円で、前年度に比べ3.8%の増となりました。増の主な要因は、千葉縣市町村総合事務組合負担金の増及び屈折はしご付消防ポンプ自動車オーバーホール事業によるものです。

(2)、投資的経費は2億7,051万9,000円で、前年度に比べ75.8%の増となりました。主な要因は、白井消防署の救助工作車更新整備事業によるものです。

次に、5、地方債等の状況ですが、地方債の令和6年度末現在高は17億593万3,000円で、前年度末に比べ5.7%の減となりました。債務負担行為の令和6年度末未払残高は、千葉ニュータウン区域内に整備した消防署や耐震性貯水槽などの立替施行分の残高や指令システム全体更新事業負担金などにより4億1,787万8,000円となり、前年度末に比べ20.5%の減となりました。

次に、6、財産に関する調書は、決算書の補足説明です。土地及び建物につきましては、決算年度中の変動はありません。消防車両につきましては、決算年度中に白井消防署の救助工作車を更新整備し、また牧の原消防署の高規格救急自動車を更新整備しました。

次に、本資料の5ページから10ページまでは、令和6年度から令和4年度までの3年間の決算状況を参考として添付いたしました。

続きまして、お配りしました別資料、令和6年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算書を御覧ください。

1、2ページをお願いします。令和6年度の歳入決算額は、予算現額34億7,513万3,000円に対し、調定額及び収入済額34億6,845万7,261円となり、各科目とも調定額どおり収入済みで、不納欠損額及び収入未済額はありませんでした。

次に、3、4ページの歳出決算額については、予算現額34億7,513万3,000円に対し、支出済額34億710万5,535円となり、不用額は5,906万8,465円となりました。また、歳入歳出差引残額は、5ページのとおり6,135万1,726円で、この金額が令和7年度へ繰越しとなります。

それでは、7ページ以降の事項別明細書からご説明いたします。

初めに、歳入からご説明いたします。1款分担金及び負担金は、構成市からの分担金で、一般分担金と特別分担金があります。一般分担金は、人件費や消防車両の整備費等の消防行政を運営する上で必要とな

る経費に係るもので、構成市の負担割合は普通交付税の算出に用いる消防費に係る基準財政需要額割100%で算出した額となります。

次に、特別分担金は、千葉ニュータウン事業関連の立替施行に係る庁舎や用地などの消防施設整備費などで、該当する印西市及び白井市の公益施設整備費負担金から賄われているものであります。この分担金及び負担金は、予算現額、事業費精算などの補正を含め31億3,735万7,000円となり、各市とも調定額どおり納入されました。なお、構成市別の内訳は備考に記載のとおりです。

次に、2款使用料及び手数料は、予算現額330万6,000円に対して、収入済額549万7,460円となりました。この使用料及び手数料の内訳ですが、1項使用料は行政財産目的外使用料として自動販売機や気象観測機の設置などに係る収入となります。

2項手数料は、危険物施設の許認可申請や検査手数料などに係る収入となります。

次に、3款国庫支出金は、救助工作車の更新整備に係る国庫補助金で、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用したことで、予算現額4,606万2,000円に対し、収入済額も同額となりました。

4款県支出金は、救助工作車の更新整備に係る県支出金で、テロ対策用特殊救助資機材分となる予算現額147万円に対し、収入済額も同額となりました。

次に、9、10ページを御覧ください。5款財産収入は、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の売払いをしたことで、予算現額215万5,000円に対し、収入済額215万5,250円となりました。

6款繰越金は、予算現額7,194万2,000円に対し、収入済額7,194万1,282円となりました。

7款諸収入は、生命保険料等徴収代行手数料、自動販売機等電気料、自動販売機設置納付金及び特定健康診査補助事業助成金などによるもので、予算現額364万1,000円に対し、収入済額は367万3,312円となりました。

次に、8款組合債は、予算現額2億920万円に対し、収入済額は2億30万円となりました。この内訳ですが、消防施設整備債に係る事業として、備考欄に記載のとおり、消防車両2台の整備事業について借入れを実行しました。また、防災対策事業債に係る事業として、指令システム全体更新事業負担金について借入れを実行しました。なお、予算現額と収入済額の差額890万円については、繰越明許費を設定した千葉県防災行政無線再整備負担金に係る地方債のため、令和7年度に借り入れる予定です。

以上が歳入の決算でございます。

続きまして、歳出の状況ですが、11、12ページを御覧ください。歳出の1款議会費は、議員報酬及び会議録作成業務委託料などで、予算現額219万6,000円に対し、支出済額131万2,660円で、不用額は88万3,340円となりました。不用額の主な理由は、会議録作成業務委託料の執行残によるものです。

次に、2款総務費ですが、そのうち1項総務管理費は管理者、副管理者の報酬など、予算現額24万5,000円に対し、支出済額13万6,737円で、不用額は10万8,263円となりました。不用額の主な理由は、行政不服審査会委員報酬に係る支出がなかったことによるものです。

次に、2項監査委員費は、監査委員報酬など予算現額7万1,000円に対し、支出済額6万9,146円で、不用額は1,854円となりました。

次に、3款消防費は、このページ以降順次ご説明いたしますが、その前に令和6年度の主な事業概要を申し上げます。別冊の令和6年度主要施策の成果及び消防活動実績報告書をお願いいたします。

1 ページは、消防組合が保有する施設の長寿命化を図るため、個別施設計画を策定することを目的とした消防施設等総合管理計画作成業務委託を実施しました。

2 ページは、白井消防署に配備している屈折はしご付消防ポンプ自動車のオーバーホールを実施しました。

3 ページから 5 ページは、消防車両整備事業となり、消防車両等整備計画に基づき、救助工作車、高規格救急自動車及び指揮車を更新整備いたしました。

6 ページは、令和 5 年度から令和 8 年度までの債務負担行為設定事業で、指令システム全体更新事業負担金を支出いたしました。

7 ページは、千葉県防災行政無線再整備負担金について繰越明許を設定し、令和 7 年度へ事業を繰り越しました。

歳入歳出決算書に戻りまして、11、12 ページを御覧ください。3 款消防費の当初予算額は 31 億 696 万 2,000 円でしたが、各事業費の補正予算を経て 3,755 万 7,000 円の増額補正をし、予備費充当 312 万 6,458 円を合わせて、予算現額は 31 億 4,764 万 5,458 円となりました。また、予算現額から支出済額 30 億 9,748 万 8,981 円を差し引き、翌年度繰越額 895 万 9,000 円を差し引き、不用額は 4,119 万 7,477 円となりました。

なお、この 3 款消防費は、支出総額の 90.9% を占めています。

それでは、消防費の主な状況を節別に申し上げます。

1 節報酬は、職場巡視や健康相談など産業医の報酬として、予算現額のとおり 36 万円を支出しました。

次に、2 節給料ですが、予算現額 10 億 8,321 万 8,753 円に対し、支出済額 10 億 7,540 万 9,549 円で、不用額は 780 万 9,204 円となりました。不用額の主な理由は、当組合が準用する印西市の職員の給与に関する条例が改正されたことに伴い、給与の見直しを行いました。給料の増額が見込みを下回ったことや育児休業や部分休業、休職による減によるものです。

次に、3 節職員手当等ですが、予算現額 8 億 8,704 万 8,247 円に対し、支出済額 8 億 8,702 万 3,879 円で、不用額は 2 万 4,368 円となりました。

13、14 ページを御覧ください。4 節共済費ですが、予算現額 5 億 2,313 万 6,000 円に対し、支出済額 5 億 1,127 万 926 円で、不用額は 1,186 万 5,074 円となりました。不用額の主な理由は、千葉縣市町村職員共済組合負担金が見込みを下回ったことによるものです。

5 節災害補償費については、執行がありませんでした。

次に、7 節報償費ですが、予算現額 29 万 1,000 円に対し、支出済額 25 万 4,099 円で、不用額は 3 万 6,901 円となりました。

次に、8 節旅費ですが、予算現額 169 万 9,000 円に対し、支出済額 148 万 4,974 円で、不用額は 21 万 4,026 円となりました。不用額の主な理由は、千葉県消防学校の入校旅費などが見込みを下回ったことによるものです。

次に、9 節交際費ですが、予算現額 26 万円に対し、支出済額 5 万 8,200 円で、不用額は 20 万 1,800 円となりました。

次に、10 節需用費ですが、予算現額 1 億 279 万 9,818 円に対し、支出済額 9,606 万 918 円で、不用額は 673 万 8,900 円となりました。不用額の主な理由は、燃料費や光熱水費などが見込みを下回ったことによるもの

です。

次に、11節役務費ですが、14ページから16ページを御覧ください。予算現額1,304万4,000円に対し、支出済額1,252万3,856円で、不用額は52万144円となりました。不用額の主な理由は、電話料金等や振込手数料などが見込みを下回ったことによるものです。

次に、12節委託料ですが、16ページから18ページを御覧ください。予算現額7,826万7,000円に対し、支出済額7,393万1,255円で、不用額は433万5,745円となりました。不用額の主な理由は、職員健康診断委託料や例規集電子化作成業務委託料などが見込みを下回ったことによるものです。

次に、13節使用料及び賃借料ですが、予算現額2,973万9,000円に対し、支出済額2,742万5,444円で、不用額は231万3,556円となりました。不用額の主な理由は、コンピュータシステム使用料などが見込みを下回ったことによるものです。

次に、16節公有財産購入費ですが、予算現額4,220万6,000円に対し、支出済額4,220万3,635円で、不用額は2,365円となりました。

20ページを御覧ください。次に、17節備品購入費ですが、予算現額2億6,067万4,840円に対し、支出済額2億6,023万9,643円で、不用額は43万5,197円となりました。

次に、18節負担金補助及び交付金ですが、予算現額1億2,365万2,000円に対し、支出済額1億803万1,103円で、繰越明許費は895万9,000円で、不用額は666万1,897円となりました。不用額の主な理由は、指令システム全体更新事業負担金や指令センター共同運用負担金などが見込みを下回ったことによるものです。

なお、備考欄に負担金の内訳が記載されておりますが、職員教育として、消防大学校に2人、千葉県消防学校に28人、救急救命東京研修所に1人、救急救命九州研修所に2人を派遣し、消防職員としての専門的知識の習得と職員の資質の向上を図りました。

22ページを御覧ください。21節補償補填及び賠償金ですが、予算執行はありませんでした。

次に、26節公課費ですが、これは自動車重量税を支出するもので、予算現額124万7,800円に対し、支出済額121万1,500円で、不用額は3万6,300円となりました。

次に、4款公債費ですが、庁舎及び消防車両整備のため借り入れた元金と利子の償還金として、予算現額3億810万2,000円に対し、支出済額3億809万8,011円で、不用額は3,989円になりました。

次に、5款予備費ですが、退職者の補充で採用した職員被服の消耗品費として91万5,618円、当該採用職員の防火衣の備品購入費として84万840円、緊急消防援助隊の活動に要する食糧費として60万円、訴訟に要する着手金として77万円を充当したことで、不用額は1,687万3,542円となりました。

以上が令和6年度歳入歳出決算の内容でございます。

次に、23ページを御覧ください。実質収支に関する調書ですが、歳入総額34億6,845万7,000円に対し、歳出総額は34億710万5,000円、歳入歳出差引額は6,135万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源は5万9,000円となり、実質収支額は6,129万3,000円となりました。

次に、財産に関する調書についてご説明いたします。

25、26ページを御覧ください。財産に関する調書、1、公有財産ですが、昨年度から数値の変動はありません。

次に、27ページを御覧ください。2、物品ですが、白井消防署の救助工作車と指揮車、牧の原消防署の高規格救急自動車を更新整備しましたが、更新整備のため台数の増減はありませんので、増減高はゼロと表記してあります。

次に、主要施策の成果及び消防活動実績報告書をもう一度御覧ください。

8ページ以降の消防活動実績についてご説明いたします。決算年度中の活動実績ですが、火災件数については88件で、うち37件が建物火災となります。焼失面積等は、建物火災によって3,178平方メートル、車両火災については、類焼を含め12台となりました。火災による損害見積額は5億2,976万円となりました。火災による死傷者については、死者3人、負傷者7人の計10人です。構成市別の件数では、印西市が50件、白井市が38件となりました。

次に、9ページを御覧ください。救急出動件数については8,952件となりました。内訳としまして、急病が5,900件で全体の65.9%を占めています。次いで、不慮の事故となる一般負傷が1,316件で14.7%となり、交通事故が560件で6.3%を占めています。搬送人員については7,854人で、傷病程度別搬送人員では、軽症がおおむね全体の半数を占めています。構成市別件数では、印西市は5,529件、白井市は3,340件となりました。

次に、10ページを御覧ください。救助出動件数については112件で、交通事故による救助出動が20件、その他記載のとおりとなりました。

次に、11ページを御覧ください。このページは、火災出動における前年度との比較となります。火災件数を令和5年度と比較すると、この表に記載のとおり全体で24件の増加となりました。

次に、12ページを御覧ください。この表は、救急出動における前年度との比較となります。救急件数は224件増加し、搬送人員についても99人増加しました。構成市別では、印西市は220件増加し、白井市は33件減少しました。

次に、13ページを御覧ください。この表は、救助出動における前年度との比較となります。救助件数は9件増加し、救助人員も6人増加しました。構成市別では、印西市は同件数で、白井市では7件増加しました。

続きまして、令和6年度決算の補足説明となる印西地区消防組合の財務書類と固定資産台帳についてご説明いたします。

令和6年度統一的な基準による一般会計等財務書類をお願いします。1ページ、貸借対照表を御覧ください。この表は、会計年度末時点における資産や債務に関する情報を表すもので、左側に資産を計上し、右側に負債と純資産を計上しています。

資産の状況ですが、土地、建物、物品など固定資産が51億8,030万1,453円となり、資産合計の98.8%を占めています。これに流動資産である現金預金を加えた資産合計は、52億4,292万8,557円となります。

続いて、負債ですが、固定負債は地方債、長期未払金、退職手当引当金の33億6,704万1,257円となり、1年以内に支払いが行われる流動負債は、1年内償還予定地方債、未払金、賞与等引当金、預り金の6億8,458万1,195円となります。固定負債と流動負債を合わせた負債合計は、40億5,162万2,452円です。

次に、純資産に関しては、固定資産として保有している純資産と、金銭の形で保有している純資産の合算である純資産合計は11億9,130万6,105円となりました。

次に、2 ページ、行政コスト計算書を御覧ください。この表は、一会計期間において資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る経費と、その行政活動と直接の対価性のある使用料、手数料などの収益を対比させたもので、純行政コストは31億6,639万1,593円となりました。

次に、3 ページ、純資産変動計算書を御覧ください。この表は、1 ページ目、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目の数値が1年間でどのように変動したかを表すものとなり、本年度末純資産残高は11億9,130万6,105円となりました。

次に、4 ページ、資金収支計算書を御覧ください。この表は、地方公共団体における取引を、業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支の3つの活動に分類し、各活動に関する資金の収支状況を明らかにするものとなります。業務活動収支では3億4,705万1,003円、これには主に人件費、分担金等が該当します。投資活動収支ではマイナス2億5,405万1,467円、これには主に公共施設等整備費支出、国、県等の補助金収入が該当します。財務活動収支ではマイナス1億358万9,092円、これには地方債の発行収入及びその償還支出が該当します。これら3つの活動収支により、本年度資金収支額はマイナス1,058万9,556円となりました。

また、財務書類につきましては、それぞれの表に相互関係がございます。まず初めに、4 ページ、資金収支計算書に記載しております本年度末現金預金残高は、1 ページの貸借対照表の現金預金と一致いたします。

次に、3 ページ、純資産変動計算書に記載の純行政コストは、2 ページの行政コスト計算書に記載の純行政コストと一致いたします。

最後に、同じく3 ページ、純資産変動計算書に記載の本年度末純資産残高は、1 ページの貸借対照表に記載の純資産合計と一致いたします。

財務書類と固定資産台帳の概要としては以上となりますが、これらの内容に関する詳細につきましては、5 ページからの注記と10ページからの附属明細書に記載がありますので、ご確認くださいようお願いいたします。

以上で令和6年度決算について説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎成子） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

申合せにより、初めに通告議員による質疑を行います。

なお、通告議員による質疑の方法は、通告をした質疑、本案に係る質疑を1回目の質疑で全てしてください。その後の再質疑は2回までとなります。

7 番、都築真理子議員の発言を許します。

7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） よろしくお願ひします。印西地区消防組合一般会計の歳入歳出決算書から7点お聞きます。

まず、8 ページの2 款2 項1 目消防手数料、危険物規制事務関係手数料532万3,450円、こちらの内訳をお伺ひします。

2点目、同じく8ページ、4款1項1目消防費県補助金、テロ対策用特殊救助資機材147万円、こちらのほうはNBC資機材か確認します。また、何着か、お聞きします。

3点目、12ページ、3款1項1日常備消防費、産業医報酬ですが36万円、こちら整形外科の産業医の先生だと思うのですが、月にすると3万円になります。月々どのようなことをしているのか、お伺いします。行う方法として、訪問なのか電話なのかも対応をお聞きします。

4点目、14ページ、3款1項1目、7区分のところになります。報償費、講師謝礼等23万4,000円、こちらのほうの講師内容をお伺いします。また、この参加人数についてもお伺いします。

同じく14ページ、3款1項1目、8区分のところ、旅費、研修旅費14万3,500円、こちらどんな研修を行ったのか、お伺いします。また、人数のほうもお伺いします。

6点目、20ページ、3款1項1目、17区分のところ、備品購入費、防火衣等ですが1,455万3,440円、こちらのほうは何着だったのか、お聞きします。また、1着の金額もお聞きします。

同じく20ページ、3款1項1目、18区分のところですが、負担金補助及び交付金、メディカルコントロール協議会415万8,500円、こちらのほうはこの負担金の内訳、具体的にどのような経費に充てられたのか、お伺いします。内訳のほか、前年比との増減やその要因についてもお伺いします。あと、負担金額の算定根拠、救急出動件数なども構成市の規模に応じてお伺いします。

以上7点、お願いします。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えします。

自分からは、危険物規制事務関係手数料532万3,450円の内訳ですが、設置許可申請54件、手数料234万1,000円、変更許可申請47件、手数料103万6,500円、完成検査92件、手数料149万4,750円、仮使用承認18件、手数料9万7,200円、仮貯蔵仮取扱い50件、手数料27万円、タンク検査9件、手数料8万4,000円、合計270件で532万3,450円となります。

以上です。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） それでは、私から質問の2番、5番、6番、7番、こちらをお答えさせていただきます。

まず、4款の1節でございますけれども、テロ用資機材でございます。これはNBC災害に対応する資機材となります。こちら何着かと申し上げますと、陽圧式化学防護服という服になります。こちらは4式を購入してございます。

続きまして、研修旅費でございます。旅費のかかった研修でございます。こちらは、まず総務関係でございますが、消防職員安全衛生管理研修会、こちらが1名、続きまして全国消防救助シンポジウム、こちらが1名です。続きまして、潜水土免許試験準備講習会、こちらが1名参加しております。続いて、潜水土免許技能講習、これは新規、新しく水難救助の隊員になった者を養成する講習でございます。こちら1名です。次に、水難救助隊現地訓練、こちらは2年目の水難救助隊員に任命した者、こちらは2名参加しております。また、続きまして救急隊員学術研究会、こちらが1名参加しております。次に、テクニカルロープレスキューテクニシャン講習、こちらが1名です。続いて、指揮指令課対応ですけれども、新任

指令管制員養成研修、こちら1名参加しております。

続きまして、3款17節の備品購入、防火衣に関しまして、こちらまず何着分かとなります。こちらは43式となります。その1着の金額でございますが、防火衣一式に関しましては一式となりますので、防火衣の上下、防火帽、ヘルメットですね、あとしころ、首周りのものがございます。あと防火靴、これで一式となります。それが43式買いまして、1式につきましては28万280円となります。

続いて、メディカルコントロール協議会の負担金に関しましてご説明いたします。負担金の内訳及び算定根拠につきましては、負担金、この金額は前々年度、今回は令和6年度ですから令和4年度における救命士が行う特定行為の指示回数、事後検証の件数、病院実習の人数及び当該年度、これは令和6年度ですね、こちらの各種研修等の参加人数等を算出しまして、印旛郡市負担金審議会に諮り決定されております。また、前年度の増減やその要因につきましては、先ほど申しました算定根拠の実績、研修人数等により変動いたしますので、毎年この金額に関しては増減がございます。ちなみにですけれども、令和6年度と前年度令和5年度の差につきましては、気管挿管実習が1名減となっております。ビデオ喉頭鏡に関しても2名減、病院実習に関しては26日減となるため、差額が生じたものになっております。

以上でございます。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） 私から問い3の産業医報酬、それから講師謝礼等の内容についてお答えさせていただきます。

まず、産業医報酬は日額3万円となっており、職場巡視、衛生関係者会議に係る打合せ及び相談等で2回、職場巡視が7回、健康診断結果で要治療者の業務上の措置の意見聴取等3回の計12回となっております。また、産業医の先生による各所属の巡視、打合せ、相談及び意見聴取につきましては、訪問による実施となります。

次に、講師謝礼等の講義内容と人数についてですが、まずはハラスメント防止研修、これは消防司令の管理的立場の職員を対象としたハラスメント防止研修となり、講師を1名お願いいたしまして職員72名が受講しております。もう一つは、新生児医学界新生児蘇生法指導員の医師1名をお願いをいたしまして、出生時胎外呼吸循環が順調に移行できない新生児に心肺蘇生法を学ぶ講習会として組合の救命士12名が受講しております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 再質問します。

20ページのメディカルコントロール協議会のところで、ちょっともう2点お聞きします。協議会での審議内容に症例の検討や搬送ルールの見直しなどはあったのか、お伺いします。

あともう一点、協議会を通じて現場の救急隊員への指導、助言体制などがどのように強化されたのかも併せてお伺いします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） それでは、お答えいたします。

症例検討や搬送ルールの見直し等ありまして、お答えいたします。協議会において年1回事例検討会を

開催しまして、専門医に講演を行っていただいている、それで医療の質を維持しております。また、症状に症例ですね、応じて収容方法を変更するなど、円滑に搬送できるよう対応いたしております。ちなみにですが、脳卒中のホットラインだとか、そういうものを構築させていただいております。

続きまして、協議会を通じての救急隊員の指導でございますが、救急救命士の特定行為指示要請による常時指示体制が構築されております。また、現場での具体的指示並びに包括的指示がつくられておりまして、強化がしっかりと図られているところでございます。

以上でございます。

○7番（都築真理子） 以上です。

○議長（岩崎成子） 以上で7番、都築真理子議員の質疑を終わります。

ほかに本案に係る質疑はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

認定第1号 令和6年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

認定第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岩崎成子） 起立全員です。

したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

ここで休憩したいと思います。13時まで休憩とします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 零時59分

○議長（岩崎成子） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、休憩中に執行部の入替えがありました。ご承知願います。

（「議長」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） 自分の発言で2点修正をお願いいたします。

まず1点目、小田川議員の質問に対する答弁の中で、_____と答弁しましたが、廃棄物処理及び清掃に関する法律に訂正させていただきます。

次に、板橋議員の質問に対する答弁の中で、商品名を回答しましたが、建物内での薫煙による殺虫剤と訂正させていただきます。

以上です。

◎一般質問

○議長（岩崎成子） 日程第9、一般質問を行います。

申合せにより一般質問の制限時間は60分となっておりますので、議事進行にご協力をお願いいたします。
順番に発言を許します。

7番、都築真理子議員の発言を許します。

7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 議席番号7番、都築真理子です。よろしくお願いします。

印西地区消防組合の職員数については、組合条例において職員定数条例として明確に定められております。この定数は、消防力整備指針や地域の人口規模、地理的条件などを踏まえて設定されてきたものと理解しております。しかしながら、近年印西市、白井市におきましては人口の増加や都市化の進展により消防、救急出動件数が増加傾向にあります。特に救急出動においては、住民の高齢化とも相まって、年々件数が増え続けている状況ではないかと感じます。また、防火対象物の大規模、複雑化、危険物の多様化等に対応し、高度かつ専門的な予防体制においても増加しており、査察件数も増えていると思われます。多様な災害への対応など、消防を取り巻く環境は年々厳しさを増していると感じます。こうした中で、現行の定数で本当に十分なのか、改めて検証が必要ではないかと考えます。まず確認ですが、現在の条例上の職員定数は272人となっておりますが、実際の在職人数との差をお伺いし、さらに今後定数条例の見直しを検討していくご意思があるのかを伺ってまいりたいと思います。市民の生命と財産を守る消防の使命を果たすためには、機材の整備と同時に人員体制の充実こそが不可欠です。現場で働く隊員が安心して任務に専念できる環境を整えることが、ひいては市民の安心して生活できる環境を保障する基盤として、消防の果たす役割は極めて大きいものと思います。そのようなことから質問してまいります。

大項目1、職員定数条例の見直しについて。

（1）、職員定数条例の現状について。

①、国が示す定数条例があるのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

当消防組合の職員定数は、消防組織法及び印西地区消防組合規約の規定に基づき、印西地区消防組合職員定数条例で定めることとなっており、国から条例の具体的な内容を示されることはございません。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 国から定数条例の具体的な内容が示されることなく、当消防組合が条例で定められているとのことでした。しかし、一方で総務省が示す消防力の整備指針など、職員配置の基準や目的は存在していると思います。そこで、伺いますが、本消防組合におきましては、こうした国の指針や基準をどのように踏まえて、職員定数を定めているのか、また現状の定数がその指針と比較してどのような位置づけになっているのかをお伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

消防力の整備指針に基づく、各消防本部の消防力の整備状況を把握するため、３年ごとに国による消防施設整備計画実態調査が実施されます。この調査により算定された職員数を、職員定数の見直しを検討する際の指標としているところでございます。なお、現状の職員定数を設定した際にも、直近の実態調査において算定された職員数を指標とし、同じ人数まで引き上げた経緯がございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） ７番、都築真理子議員。

○７番（都築真理子） では、条例を定める際に、具体的にどのような算定要素を参考にしているのか、例えば人口規模や管轄区域、火災、救急の出動件数など、どのように考慮されているのかをお伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

職員定数を見直す際に参考とする国の実態調査では、管内人口や面積をはじめ防火対象物の数や道路事情などの地域特性についても調査項目に含まれております。

以上です。

○議長（岩崎成子） ７番、都築真理子議員。

○７番（都築真理子） では、仮に国の整備指針との間に乖離がある場合、組合としてその是正や改善をどのように検討しているのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

実態調査の結果と職員定数に大きな乖離がある場合には、業務の遂行に支障が生じるかどうかを慎重に見極め、職員定数の見直しの必要性を判断しているところでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） ７番、都築真理子議員。

○７番（都築真理子） 分かりました。

②に移ります。職員定数条例が、地域の人口規模、地理的条件などを踏まえ、現状見合っているのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

現状において、職員定数を272人としており、この職員定数が業務量や消防需要に応じたものとなっているものと認識しておりますが、引き続き管内の情勢変化を重視しつつ、今後の体制について検証してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） ７番、都築真理子議員。

○７番（都築真理子） 今後の体制を検証していくとのことですが、その検証は具体的にどのような指標や方法で行うのか、人口の増減や出動件数の推移など、どの要素を基準としているのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

検証の指標については、国の消防力の整備指針に基づく算定職員数を基礎として、それ以外の事情をどこまで考慮するかは現時点で取扱いを定めておりません。また、検証の方法ですが、消防本部次長及び参事による庁内の検討会議を開催し、効果的かつ効率的な組織運営について検証してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 仮に、情勢の変化によって現行の定数では不足が生じた場合、定数を速やかに見直す体制や手順など、どのようになっているのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

条例定数を見直す場合の体制や具体的な手順については、臨機応変な対応を可能にするため一律の定めを設けておりません。なお、定数を増員する場合は、印西市及び白井市に財源負担をお願いすることとなるため、丁寧な手順を踏む必要があると認識しております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 分かりました。

③に移ります。実際の在職人数との差を伺います。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

印西地区消防組合消防職員定数条例に規定する消防職員の定数272人に対して、令和7年10月1日現在の職員数は267人であり、その差は5人となっております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） まず、この5人という欠員は、どのような要因で生じているのか、退職や採用難など具体的な理由をお伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

職員定数は、任用する職員の上限を規定するもので、採用計画に当たる第4次消防職員定員適正化計画では、令和7年度の職員数を268人としているところでございます。したがって、現状においておおむね計画どおりの採用がなされているものと認識しております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 消防職員定数条例に規定する消防職員定数は272人に対し、第4次消防職員定員適正化計画では268人、おおむね計画どおりとのことですが、何かちょっと矛盾しているような気がします。では、この欠員をどのように補充していくのか、採用計画や配置の見直しについてお伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

現状においておおむね計画どおりの採用がなされていると認識しておりますが、定員適正化計画に定める職員数に達しない場合には、その分を翌年度の募集人員に見込むものでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 現在 5 人の欠員があることによって、消防、救急の現場にどのような影響が出ているのか、隊員の負担増や出動体制へ支障がないのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

現在の職員数が計画職員数に 1 人達しない現状ではありますが、所属内の連携や調整により従来どおり業務が遂行できる体制を整備しているものでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 分かりました。

では、再質問します。今後も同じような欠員が生じないように、人材確保や職員の定着に向けた取組などについてご答弁をお願いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

消防職員の志願者が全国的に減少する中、当組合の魅力や仕事のやりがいを伝えるため、大学等に出向いて採用説明会を実施しており、今後は実施回数を増やすなど、人材確保策の強化を考えております。また、採用後のフォロー体制の充実について、他団体の事例を調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 就職先を決めるに当たり、その職場がどんなところか、まずはネット検索すると思います。そのような意味でも、若者が最初に検索したとき、この消防で働きたいと感じられる魅力がある組織づくりが大切だと思います。見て惹かれる、入って誇れる、そのような消防を期待しております。

（2）番に移ります。①、救急出動の増加に伴い、近年の救急出動の推移を伺います。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

近年の救急出動の推移にありましては、令和 4 年が 8,328 件、令和 5 年が 8,585 件、令和 6 年が 8,815 件となります。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 年々増加傾向であることが分かりました。この増加の主な要因をどのように分析しているのか、高齢化の影響や救急要請の多様化など、具体的な背景をお伺いします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

出動状況を考察しますと、出動件数における高齢者の割合としましては、令和4年が53.7%、令和5年が54%、令和6年度が57.5%となっており、国が示している全国統計と同様に、過去3年においても増加していることから、高齢化の進展が救急出動件数の増加傾向の一因となっていると認識しております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 出動件数の増加によって救急隊員の勤務状況や負担にどのような影響が出ているのかお伺いします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

救急件数の増加により、身体的、精神的な疲労が蓄積され、判断力や集中力の低下が懸念されます。現在のところこのような状態にならぬよう、過度な疲労が蓄積される前に人員交代等にて対応しているところでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 今後さらに救急需要が増えると見込まれる中、出動体制や人員配置の強化、救急搬送の適正化に向けた取組についてお伺いします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

出動体制、人員配置につきましては、管内の災害発生状況を注視し、状況に応じた対応を図っていくことが必要だと考えております。また、救急搬送の適正化に向けましては、マイナ救急を導入したことにより、救急現場での正確な医療情報などの確認が可能となったため、より安全、適正な搬送につなげてまいります。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 今月より本格的にマイナ救急が稼働しましたが、新しいシステムへの対応には大変なご苦労もあるかと思いますが、そのことによって市民の安心、安全がさらに高まったことに深く感謝申し上げます。少しでも現場職員さんの負担軽減につながってくればと思います。救急要請でも中には軽症の方がおられると思います。軽症者を抑制するための市民への啓発活動や#7119などの相談窓口の周知について、今後の取組状況をお伺いします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

救急車の適正利用及び救急安全電話相談、#7119について、当消防組合ホームページ及びポスターの掲示にて広報を実施しているところでございます。また、救命講習や救急フェア等のイベント等においても、継続的に普及啓発を図っていきたいと考えております。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） ぜひよろしくお願いします。

②、現行人員での対応はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

救急隊の連続出動や長時間活動等にて隊員の疲労が認められるときは、所属長等の判断により消火部隊の救急資格を保有している隊員と交代し、健康管理及び現場活動における安全管理を図っております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 健康管理と安全管理を図っているとのことですが、まずこの対応は恒常的に持続可能な仕組みとしてお考えなのかそれとも一時的な緊急措置と位置づけているのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

現対応は、現在行っている救急業務に対しての対応と認識しております。しかし、対応に苦慮することとなれば、機を逸することなく柔軟に対応策を考察、変更するなどの健康管理及び現場活動における安全管理を図ってまいります。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 本来消火業務を担う隊員を救急に投入することで、火災発生時の初動対応に影響が生じることはないのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

警防隊員と救急隊員の交代をいたしますので、各隊の隊員数の増減はございません。また、救急資格を保有している隊員においては、警防隊員として勤務をすることもございます。また、警防に関する訓練も定期的を実施しておりますので、初動対応に影響が出ることはございません。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 疲労した隊員が活動することは、健康や現場の安全に直結しますが、そのリスク管理をどのように行っているのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

隊員の疲労が過度に蓄積する前に交代することで、リスク管理を図っております。現に長期災害活動時の非常招集による交代、感冒等からの体調不良による交代等を現在も行っております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 火災原因調査の事務量は、火災件数に応じて増減していますが、しかし件数だけでなく火災後の火災原因調査には見文書の作成が伴います。発生日時、場所、通報内容、通報時刻、出動部

隊、活動概要、関係者からの事情聴取などなどもあります。20項目以上があると思われます。活動報告書の整理など、所見報告の増加などによって職員の負担は年々重くなっているのではないかと考えますが、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えします。

火災原因調査は、火災の件数によって事務量が増減しております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 火災原因調査、1 件当たりが必要とされる事務処理時間や人員の配置状況についてお伺いします。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えいたします。

火災原因調査 1 件当たりが必要とされる事務処理時間は、一般的に数か月を要すると考えております。

また、人員の配置状況は、火災の種別、規模により異なりますが、担当者を選定し、任務分担を割り振り、職員に偏りがないようにしております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 調査や事務作業の増加が現場活動や通常業務にどのような影響を及ぼしているのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えいたします。

火災原因調査は、消防法に定める任務となりますので、現場活動や通常業務と同じ位置づけとなります。

このことから、原因調査にかかわらず業務量が増えた場合は影響があると考えます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 影響があると認識されていること分かりました。職員の負担軽減に向けて、経験豊富な再任用職員の活用や総務省消防庁も推進している I C T の導入といった取組の検討などを行っているのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えいたします。

調査指導員を活用して、実践的な指導が可能なので、現段階で再任用職員の活用については検討していません。また、I C T の導入につきましては、現場にてモバイル端末を活用し、書類作成などが考えられますので、今後も総務省消防庁検討会などを注視していきます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 分かりました。

次に移ります。(3)、②、職員の休養確保や安全管理への影響をお伺いします。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えいたします。

建物火災など時間を要する火災原因調査には、火災原因調査に精通している火災調査員を派遣しており、管轄消防署職員の火災原因調査が安全、円滑に進むよう助言、指導を行っております。さらに、職員が適時休憩等が行えるよう、現場に支援車を派遣するなど対策を講じております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） こうした取組によって、実際に職員の休養確保や安全管理がどの程度改善されているのか、効果について検証されているのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えいたします。

今まで屋外に設営した休憩所で休息を実施していましたが、支援車を導入したことで、天候に左右されることもなく休息が取れるようになりました。安全管理につきましては、調査指導員の派遣により現場責任者と現場での危険予知や危険防止対策を検討してから現場に入っていることから、事故やヒヤリ・ハット事例は発生しておりません。今後も、継続して実施し、安全で円滑な調査体制を構築できるよう、随時検証していきます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 長時間活動や深夜の火災などは、なお十分な休養が確保できていない事例もあるのではないかと思います。現場での課題をどのように認識しているのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えいたします。

ただいまご指摘のとおり、長時間活動や夜間の火災において、職員が緊張と疲労にさらされ、十分な休憩が確保できない事例があることは認識しております。予防課としては、任務を単なる業務負担とならないよう、専門性の向上という形で成果に変えた結果、消防庁長官表彰をはじめ各賞がいただけていると認識しております。今後も、実のある任務遂行として業務が行えるよう、調査指導員を派遣してまいります。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 今後火災原因調査がより複雑化、長時間化することも予想される中で、職員の安全と休養確保を一層強化するために、交代要員の増員など新たな取り組みを検討しているのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えします。

ご指摘のとおり、火災原因調査がより複雑化、長期化することは避けられないことから、質と量の両面から交代要員を強化していかなければならないと考えております。予防課としては、調査指導員を計画的

に増員し、現場に即した質の高い教育を実施していきます。休憩所につきましては、外部を気にすることなく、効果的に休息が取れる支援車を活用できるよう調整を行っていきます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 分かりました。

次に移ります。（4）、①、増員や条例改正の事例を伺います。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

当消防組合における直近の事例では、消防体制の充実強化を図ることを目的として、令和5年4月1日から印西地区消防組合消防職員定数条例に規定する消防職員の定数を、それまでの266人から6人増員し、272人としたところでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） この6人という増員数は、どのような算定根拠に基づき決定されたのか、消防力の整備指針や人口、出動件数の増加など具体的な要素を踏まえ、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

現状の職員定数272人を設定した際には、令和元年度の実態調査において算定された職員数を指標とし、引き上げたものでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 現場の出動体制や職員の負担軽減にどのような効果があったか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

令和5年4月の条例定数の引上げについては、増加する防火対象物に係る対応強化などを目的とし、消防本部に配置する職員の増を主としたものです。これによって、状況に即した支援体制の整備について一定の効果があったものと認識しております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 増員を行う際の財政的裏づけや人材確保について、どのように対応されたのか、今後も同様の増員対応が可能なのかについてお伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

職員を増員する際には、印西市及び白井市にも相応の財政負担をお願いすることになりますので、増員に至る経緯や内容等を丁寧に説明し、趣旨をご理解いただいたものでございます。また、大学や高等学校等を通じて職員募集に関する広報を積極的に行い、受験者の確保に努めたものでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 消防組合として増員を検討しているのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

職員定数の増員について、現時点で明確な方向性を出しておりませんが、今後管内の情勢変化を注視しつつ、現行の組織体制や業務執行について、検証を行うとともに、職員定数の見直しなど慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） その検討は、いつ、どのような体制で行っていくのか、具体的なプロセスをお伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

検討のプロセスについてですが、まずは消防本部次長及び参事による庁内の検討会議を開催し、効果的かつ効率的な組織運営について内容を精査してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 定数の見直しを判断する際に、救急出動件数や火災件数、人口動態あるいは職員の業務負担といった、どの指標を重視されているのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

職員定数の見直しに当たって、国の実態調査の算定職員数を基礎とし、それ以外の事情をどこまで考慮し、重視するかは現時点で取扱いを定めておりません。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 実際に過度な負担がかかっているという現場の声はないのか、その認識をお伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

毎年実施している職員意向調査において各職員の意見を聴取しており、その中で組織体制や人員配置に関する課題と改善策も寄せられているところでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 将来的な展望として、増員の可能性を全く想定していないのか、それとも一定の必要性を見込んでいるのか、組合として見解をお伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

職員定数の引上げについては、現時点で明確な方向性を出しておりませんが、今後管内の情勢変化を注視しつつ、増員することも視野に入れ、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） ③、検討しているとのことですが、具体的なスケジュールと方向性をお伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

繰り返しの答弁となりますが、職員定数の見直しについて、現時点では明確な方向性を出しておりませんが、第4次消防職員定員適正化計画の計画期間が令和9年度までとなることから、今後現行の組織体制や業務執行について検証を行うとともに、職員定数の見直しの必要性を慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 情勢の変化により人員不足が顕在化した場合には、途中で定数の見直しを行うことは可能なのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

当初見込んでいた状況と著しい乖離が生じた結果、職員の不足に起因して業務の遂行に支障が生じると判断する場合には、構成市の理解を得た上で、職員定数の見直しを行うことは制度上可能と考えます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 救急出動の増加や火災調査の負担増といった現場の実態をどのように検証に反映していくのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

庁内の検討会議には方面本部の長でもある消防本部参事も出席することから、現場の実態に応じた意見を聴取し、検証に生かしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 職員定数の見直しの必要性については、誰が、どの段階で判断するのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

職員定数の見直しについては、今年度の実態調査における算定職員数が確定した後に、庁内の検討会議

の結果を踏まえ案を作成し、最終的に管理者に承認をいただくことで当組合の意思決定とするものでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 現行の人員体制で十分と考えているのか、それとも増員の必要性を見込んでいるのか、将来的な展望をお伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

令和 9 年度までの計画期間となっている第 4 次消防職員定員適正化計画についてですが、現状において計画変更を要する特段の理由が見出せないため、見直することは考えておりません。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） ④、将来の消防需要に備えるための組合の姿勢についてお伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

職員定数の見直しに関しては、住民福祉の向上を第一に考え需要の把握に努めるとともに、その効果と課題を整理した上で、見直しの必要性を慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 需要を把握し、慎重に検討とのご趣旨でしたが、需要把握の物差しは何か、平均現場到着時間、同時多発時のカバー率、隊員の 1 人当たりの出動件数、稼働率など、定例でモニタリングする指標をお伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

職員定数の見直しに当たって、国の消防力の整備指針に基づく実態調査の算定職員数を基礎とし、それ以外の事情をどこまで考慮するのかは現時点で具体的な取り扱いを定めておりません。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 定数見直しに踏み切る数値基準はあるのか、到着時間が10分を超える、カバー率が下回る、救急件数が年何％増で何年持続等の閾値設定についてお伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

繰り返しとなりますが、職員定数の見直しに当たって、国の消防力の整備指針に基づく実態調査の算定職員数を基礎とし、それ以外の事情をどこまで考慮するのかは、現時点では具体的な取扱いを定めておりません。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 検討の工程表ですが、いつ、誰が、どの会議体で年度内に評価し、必要ならいつ条例提案まで至るのか、スケジュールを明確にお願いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

具体的なスケジュールについて確定したものはございませんが、まずは消防本部次長及び参事による庁内の検討会議において、効果的かつ効率的な組織運営の在り方を精査してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 採用から独り立ちまでのリードタイムを踏まえた先行採用、#7119の周知、指令最適化やICTによる事務簡素化、相互対応強化など、増員以外の施策の実施計画と効果見込み、そして住民福祉の観点から到着時間のKPI設定と公表時期についてもお伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、将来的な消防需要に応えるために、効果的な新しい取組が必要と認識しておりますが、いずれも具体的な検討まで至っておりません。まずは、他団体の先進事例を調査してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） ⑤、その効果や課題についてお伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

一般的に、条例定数を引き上げる効果としまして、複雑、多様化する消防需要に対応するための柔軟な職員配置を可能にする点にあると認識しております。一方、課題としましては、人件費の増加による財政的な影響を注視する必要があると考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 定数引上げの効果は、柔軟な職員配置が可能になる点、一方で課題は人件費の増加であることでした。まず、柔軟な配置とは具体的にどのような部署や業務で効率が期待できるのか、救急専従や火災調査の強化など設定されているのか、お伺いします。

（「暫時休憩を」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 4 1 分

再開 午後 1 時 4 3 分

○議長（岩崎成子） 再開します。

ここで1時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時49分

○議長（岩崎成子） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） 答えいたします。

現在の給与及び共済費の水準で試算すると、大卒者を採用した場合、年間で1人当たり約490万円、高卒者を採用した場合、年間で1人当たり約420万円の人件費の増額が見込まれているところでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） ご答弁をお聞きしていると、やはり人件費がネックになっているのかなという感じがいたします。そこで、国や県からの補助制度はないものか、ちょっと調べてみました。結論から申し上げますと、人件費に関しては補助はありませんでした。国からの国庫補助金は、消防防災施設整備費とか耐震性貯水槽、あと備蓄倉庫など物に関するものの補助はあります。県からの補助というのは、国の補助不採択や国の補助対象外となった消防施設整備にかかるものに対しては県からは出るということでした。以上で大項目1を終わりにします。

次、大項目2、メンタル産業医について伺います。

消防職員は、市民の生命と財産を守るために火災現場や救急、交通事故、災害など、極めて過酷で突発的な現場に日常的に立ち向かっております。その現場では、命に関わる重大な判断を瞬時に下さなければならず、時には人の死や惨事に直面することも少なくありません。こうした環境は、身体的な疲労のみならず、心の健康にも大きな負担を与え、惨事ストレスやPTSD、燃え尽き症候群といった深刻なメンタル不調の要因となり得ます。メンタル不調は、本人の健康問題にとどまらず、隊員の病休や離職を引き起こし、結果として消防力の低下につながります。これは市民の安心、安全を支える体制そのものに影響を及ぼす重大な課題であると考えます。こうした状況を踏まえ、消防組織においては産業医、とりわけメンタルに強い産業医の関与が欠かせないものではないかと思えます。しかしながら、本組合ではメンタル産業医はおらず、整形外科の産業医のみの状態になっております。このメンタル産業医ですが、殉職や大規模災害といった重大事案が発生した場合は、オンコール体制を整え、速やかに呼び寄せる仕組みを導入している自治体も見られます。本消防においても、職員が安心して業務に従事できるよう常勤配置が難しいとしても、嘱託、非常勤産業医を活用し、必要なときに迅速にメンタルケアが受けられる体制を整えることが重要と考えます。

そこで、伺います。（1）、惨事ストレスについて。

①、現在どのような仕組みで行われているのか、伺います。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） 答えいたします。

現場活動後の部隊単位または所属単位で速やかにグループミーティングを実施し、従事した職員のストレスの緩和や心身の状態の把握に努めているところでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 現場直後のケアを大切にされていることは分かりました。しかし、惨事ストレスは発災直後だけでなく、数日、数週間後に症状が顕在化すること多いと指摘されています。

そこで、お伺いします。②、産業医との連携体制についてお伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

産業医については、職員の定期健康診断及び年 1 回実施するストレスチェックの結果を共有し、異常のあった職員の就業上の措置について意見をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） もちろんそれらの取組は重要であります。年 1 回のチェックや異常があった場合のみの対応では、突発的な惨事ストレスや表に出にくい不調を見逃す可能性があるのではないかと思います。お伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

現場活動に従事した職員の心身の状態により、必要に応じて産業医から医療上の支援をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 災害、事故直後にも産業医が関与できる体制が必要ではないかと思いますが、その辺りをお伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

現場活動に従事した職員の心身の状態により、必要に応じて産業医から医療上の支援をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） ぜひ取組をお願いしたいと思います。

次に移ります。③、産業医との定期的な連携体制、またオンコールでの対応可能な仕組みになっているのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

産業医との連携については、先ほど答弁したとおりでございます。また、現在のところ職員が産業医に

直接電話相談をする体制にはなっておりませんが、千葉縣市町村職員共済組合において、メンタルヘルス相談室を開設しており、職員にも周知しているところでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 産業医に直接電話相談体制が構築されていないようですが、ただ千葉縣市町村職員共済組合においてはメンタル相談があるとのことですが、隊員が実際に利用したケースがあるのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

千葉縣市町村職員共済組合からは、相談の秘密は厳守されているため、原則相談内容等をこちらに連絡することはないと聞いております。したがって、職員の利用の実態は把握しておりません。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 次に移ります。④、消防組合として惨事ストレス対策を災害対応力の一部として正式に位置づけるべきと考えますが、そのことについてお伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

惨事ストレス対策については、消防学校等で研修を受講させており、職員の健康維持にとって重要なものと認識しております。今後、他の消防本部の取組について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 惨事ストレスは、火災や救助と同様に、現場活動に直結するリスクがあり、調査段階にとどめるのではなく、災害対応力の一部として明確に位置づけ、体制を整えることが急務と考えますが、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

繰り返しとなりますが、惨事ストレス対策については、職員の健康維持にとって重要なものと認識しております。まずは、今後他の消防本部の取組について調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 新聞記事にもなり、ご記憶に残っていると思いますが、令和3年6月、八街市で発生した通学路の事故では、児童の命が失われただけでなく、現場に駆けつけた消防、救急隊員にも深刻な心理的影響が及んだとされています。いわゆる惨事ストレスです。放置すればPTSDにもつながり、組織全体の士気にも影響する重大なことと考え、オンコールにてメンタル産業医が総務省から入ったとされています。

そこで、伺いますが、⑤、人員確保、訓練、装備と同じく、職員のメンタルを持続的に支える体制整備

をお伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

職員のメンタルケアについて、産業医の意見も伺いながら、対策要綱やマニュアルの整備について調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 最後お聞きしますが、産業医や外部専門家が実際に関与する仕組みを導入し、職員が安心して相談できる体制を整えるべきかと考えますが、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

産業医や外部専門家が関与する仕組みも含めて、対策要綱やマニュアルの整備について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 災害や火災、救急現場において、市民の生命と財産を守るために、昼夜を問わず活動を続けておられる消防職員の皆様には、改めて深く感謝と敬意を現すものでございます。どうか今後も安全と健康に十分留意されながら、市民の安心のとりでとしてご尽力いただきたいと願って、メンタル産業医の質問は終わりにいたします。

大項目 3、救急車の購入について。

現在、本組合ではトヨタのハイメディックと日産のパラメディックという異なるメーカーの高規格救急車が導入されております。救急車は、市民の命を守るための最前線のインフラであり、常に稼働できる状態を維持することが求められます。ところが、一つのメーカーに車両が偏っていた場合、そのメーカーに重大なリコールや製造上の不具合が発生した際には、複数台が同時に使用不可能となるリスクがございます。こうした事態は住民サービスの低下、さらに人命に関わる重大な問題を招きかねません。したがって、救急車両の更新購入に際しては、トヨタ車と日産車を一定割合、例えば半々程度に分散して保有することを検討すべきではないかと考えます。メーカーを分散しておくことにより、仮に片方のメーカーにリコールが発生しても、全車両が止まる事態を避けることができます。市民に安心を提供し続けるための冗長性の確保にもつながります。もちろん整備や訓練の効果性という観点からは、同メーカーで統一するメリットもございますが、しかし市民の生命を第一に考えるのであれば、平時の効率よりも有事のリスク分散を、優先すべきではないかと考えます。

そこで、お尋ねします。消防組合として、救急車両の購入に当たり、メーカーの分散を意図的に考慮する方針を持っているのか、今後の更新計画について伺ってまいりたいと思います。

（1）、現在保有している救急車のメーカーの割合について。

①、トヨタ車、日産車と保有していると思いますが、予備車を含め 8 台の割合をお伺いします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

現在、トヨタ車が非常用救急車を含め５台、日産車が３台となります。

以上です。

○議長（岩崎成子） ７番、都築真理子議員。

○７番（都築真理子） 割合に関しては分かりました。

②、近年の車両入替え時に日産車が多い理由についてお伺いします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

仕様書の内容を満たしていることから、入札結果によるものと認識しております。

以上です。

○議長（岩崎成子） ７番、都築真理子議員。

○７番（都築真理子） 過去の入札結果を確認しますと、仕様書が同内容であっても日産車が安価であることが分かります。そのようなことも入札結果に現れているのかと思います。どうしてこのような質問をするかと申しますと、令和６年１２月１２日に日産自動車から国土交通省にＰＣＴヒーターの配線改修及び補修警光灯の防水不良のリコールが報告されておりまして、当該対象車対象数は１３４台で、佐倉市八街市酒々井町消防組合の救急車も対象となり、令和７年当初に修理されました。佐倉市八街市酒々井町消防組合５署あるのですが、救急車台数、トヨタ車、日産車合わせて１３台、そのうちトヨタ車６台、日産車７台を保有しています。当然この７台も修理に出されたのですが、幸いにも致命的な部分ではなかったもので、交換に当たり１台５時間だったそうです。現場の隊員の方からのお話では、致命的なりコールの場合は、これは交換作業に日数がかかる場合もあるので、そういうことを考えると救急車、トヨタ車、日産車半々に保有していたほうがいいのかとの声がありました。

そこで、再度お聞きしますが、特定メーカーの偏りを避けるため、今後バランスよく購入する考えはあるのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

特定メーカーへの偏りを避けるため、仕様書は公正かつ透明性の高い内容にすることが求められ、また公平性や自由競争を保つため、一般競争入札を行っているものであります。

以上です。

○議長（岩崎成子） ７番、都築真理子議員。

○７番（都築真理子） 入札においては、仕様書に定める条件を満たした上で、最も経済的な見積りを提出した業者を落札業者としていますが、万が一リコール対象車となったり複数台が修理しなければならなくなった場合、稼働台数も減り、出動困難な状態になります。消防組織法には、市町村はその区域内の消防を十分に果たす責任があるということと、消防にかかる費用は当該市町村が負担すると決められております。近隣の応援出動もありますが、自分たちのまちは自分たちの消防が守る、頼る消防から備える消防へとしていただければと願い、今回の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（岩崎成子） 以上で都築真理子議員の質問を終わります。

次に、6番、藤江研一議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

6番、藤江研一議員。

○6番（藤江研一） 皆様、こんにちは。6番、藤江研一です。通告に基づき、一問一答で一般質問させていただきます。

まず、1、マイナ救急への対応についてです。総務省消防庁は、7月16日、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証を活用しての救急業務の円滑化を図るマイナ救急を10月1日から全国の全720消防本部で一斉に開始すると発表しました。マイナ救急は、救急隊が持つカードリーダーで、傷病者のマイナ保険証を読み込み、受診した医療機関や既往歴、薬剤情報などを把握するためのもので、円滑な搬送先選定や適切な応急処置につなげられます。従来傷病者の情報確認は、主に口頭で行っていますが、症状に苦しむ傷病者から聞き取ることが難しかったり、本人が受診した医療機関名や既往症などを忘れていたりする場合も多いそうです。マイナ救急の実証実験では、外出先で意識障害を起こし、会話できない傷病者が糖尿病であることが分かり、ブドウ糖を投与して意識レベルが回復した事例などが報告されています。また、搬送先の医療機関が傷病者の情報に合わせて事前に治療の準備に当たれるメリットも指摘されています。マイナ救急を利用するためには、マイナカードを所有し、健康保険証の登録を完了していることが必要です。また、緊急隊員が閲覧できるのは氏名や住所などの券面上の情報と受診歴や薬剤情報などの医療情報だけで、救急活動に関係のない税や年金などの情報は閲覧できないこととされています。公明党が2021年12月の参議院予算委員会で医療分野のマイナカード活用案として提案し、今回実現したものと聞いております。

それでは、マイナ救急に関しての質問です。（1）、令和7年10月1日から全国の全720消防本部で一斉に開始されました。印西市議会の一般質問では、印西地区消防組合管内の全消防署において実施する予定との回答でしたが、全消防署で実施されたのか伺います。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

予定どおり令和7年7月1日から全消防署の7消防署において実施しております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 6番、藤江研一議員。

○6番（藤江研一） 次に、（2）、印西地区消防組合で所有しているカードリーダー数は幾つか、また救急隊は全部で何隊あり、全救急隊でカードリーダーを保有しているのか伺います。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） まず、大変失礼しました。先ほどの答弁の中で7月1日と申し上げたようで、正式に予定どおり10月1日から開始しております。訂正いたします。

続きまして、ただいま質問いただきましたカードリーダーの件でございます。お答えいたします。マイナ救急で使用するカードリーダー等は、総務省からの無償貸し付けとなっており、台数は7台になります。救急隊は、各消防署1隊、計7隊ございますので、全救急隊が保有しております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 6 番、藤江研一議員。

○6 番（藤江研一） （4）、10月1日から開始されましたが、これまでのマイナ救急の市別の実績を伺います。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

10月1日から10月5日までの5日間の出動件数126件に対し、マイナ保険証を使用した件数は印西市23件、白井市14件となります。

以上です。

○議長（岩崎成子） 6 番、藤江研一議員。

○6 番（藤江研一） （5）、マイナ救急による効果の実例を伺います。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

マイナ救急につきましては、まだ運用件数が少なく、効果の検証には至っておりません。

以上でございます。

○議長（岩崎成子） 6 番、藤江研一議員。

○6 番（藤江研一） （6）、市民の方への制度の周知やマイナカード所有促進と健康保険証登録に向け、印西地区消防組合としてどのように取り組むのか伺います。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

マイナ救急の周知に関しましては、ポスター掲示、広報紙、当消防組合ホームページ等の活用、さらに構成市発行の広報紙への掲載を依頼するなど、構成市と連携し取り組んでまいります。

以上です。

○議長（岩崎成子） 6 番、藤江研一議員。

○6 番（藤江研一） 今後の活用に期待いたします。

次に、大きな2、令和7年5月から9月までの熱中症搬送についてです。9月30日のNHKの報道では、全国で熱中症により病院に運ばれた人の数が総務省消防庁が30日に集計した速報値によると、9月28日までの速報値で10万143人になったと報じられました。2015年以降、10万人を上回るのは初めてとのことです。搬送された方のうち、亡くなった方が116人、入院が必要な重症や中等症が3万6,448人、軽症が6万3,198人とのことです。年齢別では、65歳以上の高齢者が5万7,235人と過半数を占めたほか、18歳以上65歳未満が3万3,955人、7歳以上18歳未満が8,420人、7歳未満が533人でした。また、場所別では、住居が3万8,144人と最も多く、路上が1万9,718人、屋外の競技場や駐車場などが1万2,132人、工事現場や工場などが1万536人ということです。

それでは、（1）、令和7年5月から9月までの月別熱中症搬送件数を伺います。また、昨年と比べた増減を伺います。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

令和6年同月と比較いたしまして、令和7年5月が1件で増減はございません。同様に6月が16件で12件の増、7月が39件で36件の減、8月が82件で2件の減、9月が14件で8件の減となります。

(「28件、8月」と言う人あり)

○警防課長(中根秀一) 申し訳ありません、訂正します。

8月が28件で2件の減となります。

以上でございます。

○議長(岩崎成子) 6番、藤江研一議員。

○6番(藤江研一) 次に、(2)、当消防組合管内での小中学校、高校、専門学校、大学等での月別の熱中症搬送件数を伺います。また、昨年と比べた増減を伺います。

○議長(岩崎成子) 警防課長。

○警防課長(中根秀一) 答えいたします。

当消防組合管内で、小中学校、高校、専門学校、大学等での月別熱中症搬送件数は、令和6年同月と比較しまして、5月がゼロ件で増減はございません。同様に6月が1件で増減なし、7月が1件で3件の減、8月がゼロ件で1件の減、9月がゼロ件で1件の減となります。

以上です。

○議長(岩崎成子) 6番、藤江研一議員。

○6番(藤江研一) 次に、(3)、差し支えない範囲で所在市名、管轄消防署名を伺います。

○議長(岩崎成子) 警防課長。

○警防課長(中根秀一) 答えいたします。

6月の中学校1件は印西市本埜消防署管轄、7月の小学校1件は印西市牧の原消防署管轄となります。

以上です。

○議長(岩崎成子) 6番、藤江研一議員。

○6番(藤江研一) 次に、(4)、幼稚園、保育園等での月別熱中症搬送件数を伺います。また、昨年と比べた増減を伺います。

○議長(岩崎成子) 警防課長。

○警防課長(中根秀一) 答えいたします。

令和6年、7年と幼稚園、保育園等での熱中症の搬送はございませんでした。

以上です。

○議長(岩崎成子) 6番、藤江研一議員。

○6番(藤江研一) (5)は、そうしますと飛ばさせていただきます。

次に、(6)、高齢者の月別熱中症搬送件数と主な原因を伺います。また、昨年と比べた増減を伺います。

○議長(岩崎成子) 警防課長。

○警防課長(中根秀一) 答えいたします。

令和6年同月と比較しまして、令和7年5月の搬送件数は1件で1件の増となります。同様に6月が7件で6件の増、7月が26件で23の減、8月が16件で2件の減、9月が5件で8件の減となります。主な原因等につきましては、屋内外で発生し、運動、レジャー、作業中など行動も様々であることから、特化し

た原因はなかったと認識しております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 6 番、藤江研一議員。

○6 番（藤江研一） 次に、（7）、市別の熱中症アラートの発出状況を伺います。また、昨年と比べた増減を伺います。

○議長（岩崎成子） 指揮指令課長。

○指揮指令課長（海保儀行） お答えいたします。

令和7年5月1日から9月30日までの間において、印西市の熱中症警戒アラート発表回数は32回で、令和7年5月がゼロ回、6月が1回、7月が9回、8月が16回、9月が6回でございます。次に、白井市の発表回数は37回で、令和7年5月がゼロ回、6月が1回、7月が9回、8月が19回、9月が8回でございます。また、回数について昨年と比較しますと、印西市は5月が1回減、6月が1回増、7月が5回増、8月が6回減、9月が4回減でございます。白井市については、5月が増減なし、6月が1回増、7月が10回増、8月が7回減、9月が増減なしでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 6 番、藤江研一議員。

○6 番（藤江研一） 最後に、（8）、市民への注意喚起の状況を伺います。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

例年同様に、ホームページへの掲載、救命講習や救急フェア等のイベント等での広報及び公共施設等への熱中症予防ポスターを配布し、掲載依頼など対策を行っております。さらに、令和7年6月からは、各構成市が熱中症警戒アラートを発表された際、防災行政無線にて放送される内容と同じ注意喚起を使用し、消防車両にて熱中症予防広報を実施しております。

以上でございます。

○議長（岩崎成子） 6 番、藤江研一議員。

○6 番（藤江研一） 以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（岩崎成子） 以上で藤江研一議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（岩崎成子） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和7年第2回印西地区消防組合議会定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

（午後 2時21分）